

Q&A 歯科特殊健康診断について

Q1 この健康診断は、どのようなものですか？

A1 業務で使用する物質のうち有害物は、労働者の体内に取り入れられてはいけません。その取入口である、口腔にある歯と歯ぐき（歯を支える組織）の健康状態と、業務中の作業環境が口腔に影響しているかを確認して、歯や歯ぐきに現れる有害物により引き起こされた所見がないか診断するものです。職場巡視が必須な健康診断です。

Q2 事業所向けの歯科健康診断を受ければ代用されますか？

A2 労働者の健康増進のために、一般的に行われているむし歯、歯周病などを診査するものとは診断項目、診断基準が異なります。法律が異なるため、代用はできません。あくまで、有害物による所見があるかどうか診断基準となります。仮に、むし歯や歯周病により、歯科医院で治療が必要と診断された労働者でも業務上の作業環境に問題がなければ、歯科特殊健康診断では『所見なし』となります。労働者の健康に配慮している事業所との評価になります。

Q3 医師により、フッ化水素、黄りん、亜硫酸ガスの特殊健康診断を受けています。毎年、『所見なし』なのであらたに受ける必要性を感じません。

A3 約50年前に法定化された、労働基準監督署が監督する実施義務のある罰則付きの法定歯科健康診断です。

令和4年10月1日から監督署への実施後遅滞なき報告も義務となりました。これに合わせ監督署に提出する『有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書』には、具体的な作業内容なども毎回記載することが法定化されています。

Q4 いままでも歯科特殊健康診断を歯科医師にやってもらいましたが、職場巡視が必要ではありませんでした。健康診断のやり方が変わったのですか？

A4 歯科特殊健康診断のやり方はこれまでと変わりません。

統計的に、むし歯や歯周病はすでに多くの労働者が患っており、有害物による所見と類似していることが特徴です。仮に職場巡視により作業環境にまったく問題がないことが確認できれば、口腔内の疑わしい所見はすべて『所見なし』となります。歯科医師との契約の締結の違いだと思いますが Q&A3 のとおり報告書が変わります。これを機に歯科医師と契約内容を見直されることをお勧めします。